

# 財団法人日本ゲートボール連合寄附行為

( 制定 昭和59年12月21日 )

改正 昭和61年 5 月 2 日

平成 3 年 7 月31日

平成 8 年 3 月19日

平成20年 6 月17日

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この法人は、財団法人日本ゲートボール連合といい外国に対しては JAPAN GATEBALL UNION( 略称 JGU )という。

( 事務所 )

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目15番16号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

( 目 的 )

第 3 条 この法人は、我が国におけるゲートボール界を統轄し、代表する団体としてゲートボールの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ゲートボールの普及及び指導
- (2) ゲートボールに関する審判員の養成及び資格の認定
- (3) ゲートボールに関する講習会の開催及び指導者の養成
- (4) ゲートボールに関する国内大会及び国際的大会の開催
- (5) ゲートボールに関する国際的大会への代表者の選考及び派遣
- (6) ゲートボールに関する競技規則の制定
- (7) ゲートボールに関する用具の研究調査及び認定
- (8) ゲートボールに関する刊行物の発刊
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 加盟団体の分担金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在員数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上22名以内(うち、会長1名、副会長1名、専務理事1名及び常務理事2名以内とする。)

(2) 監事 2名

2 専務理事および常務理事は常勤とする。

(役員を選任)

第16条 理事は、次の各号に掲げる者のうちから、評議員会において選任する。

- (1) 各都道府県を代表する加盟団体が選出した評議員
- (2) 全国的に組織された加盟団体が選出した者
- (3) 学識経験者

- 2 理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。
- 3 監事は、評議員会で選任し、会長が任命する。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理し、会長、副会長ともに事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を

行う。

( 役員の解任 )

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決するにその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員の報酬 )

第21条 役員は、無給する。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

( 評議員の選出 )

第22条 この法人には、評議員55名以上60名以内を置く。

- 2 評議員は、各都道府県を代表する加盟団体ごとに1名を選出し、理事会の承認を受けて、会長が任命する。
- 3 前項のほか全国的に組織された加盟団体が選出した者及び学識経験者のうちから13名以内を理事会で選出し、会長が任命する。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

( 評議員の職務 )

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

( 事務局及び職員 )

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第25条 この法人に顧問及び参与各5名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、参与は理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第6章 会 議

### (理事会の招集等)

第26条 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

### (理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又は他の出席理事に表決権の行使を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会に付議する事項

2 評議員会の議長は、評議員の互選による。

3 第26条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 理事会及び評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 この法人の事務遂行上必要があるときは、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 加盟団体、会員登録及び賛助会員

(加盟)

第31条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。

(1) 各都道府県を代表するゲートボール団体

(2) 全国的に組織されたゲートボール団体

(資格の喪失)

第32条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 脱退

(2) 加盟団体の解散

### (3) 除 名

#### (脱 退)

第33条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その事由を付した脱退届を提出し理事会の同意を得なければならない。

#### (除 名)

第34条 この法人の加盟団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の同意及び理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する にその加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

#### (分担金)

第35条 この法人の加盟団体は、理事会の議決を経て会長が別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

2 既納の分担金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

3 分担金は、当該年度の6月と9月に分納することができる。

#### (登 録)

第36条 第31条第1号に掲げる加盟団体は、その所属会員をこの法人に登録しなければならない。

2 登録に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### (賛助会員)

第37条 この法人の趣旨に賛同する法人、団体及び個人は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て賛助会員となることができる。

2 賛助会員に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可

を受けなければ変更できない。

( 解 散 )

第39条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

( 残余財産の処分 )

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補 則

( 書類及び帳簿の備付け等 )

第41条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号が

ら第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日（昭和59年12月21日）から施行する。
- 2 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

理事（会長）	笹川良一
理事	遠藤敬三
〃	小口五郎
〃	藤島泰輔
〃	石見隆三
〃	亀谷禮次
〃	皆川迪夫
〃	上妻国秋
〃	青砥徳寿郎
〃	石井紳三
〃	小野喬
〃	徳田正明
〃	岩間英太郎
〃	中北清
〃	玉利斎

” 高 柳 幾 臣  
” 林 真  
” 吉 田 正 志  
” 笹 川 堯  
” 渡 邊 廣 康  
監事 佐 藤 朝 生  
” 篠 原 芳 雄

3 第14条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の一部変更は、文部大臣認可の日（昭和61年5月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、文部大臣認可の日（平成3年7月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、文部大臣認可の日（平成8年3月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、文部科学大臣認可の日（平成20年6月17日）から施行する。